

資料 3 総 1 - (2)

第 3 期総合的かつ基本的な施策に関する専門委員会の議事の公開について (案)

平成 30 年 6 月 8 日
地震調査研究推進本部
政策委員会
第 3 期総合的かつ
基本的な施策に
関する専門委員会

第 3 期総合的かつ基本的な施策に関する専門委員会 (以下、「専門委員会」という。)の議事の公開について、下記のように定める。

記

- 1 専門委員会の議事は公開とする。ただし、主査が必要と認めた場合には、事前に理由を公表した上で非公開とすることができる。
- 2 専門委員会の会議資料及び議事要旨は公開とする。ただし、非公開の議事に係るものについては、主査が会議の決定を経て当該部分を非公開とすることができる。

以 上